

島根県有機農業推進計画

平成20年3月25日策定

平成25年3月29日改定

島 根 県

はじめに

島根県では、環境問題への県民の関心の高まりを背景に「島根県『環境農業』推進基本方針⁽¹⁾」（平成6年3月）や「しまね食と農の県民条例⁽²⁾」（平成19年条例第4号）、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画⁽³⁾」（平成20年3月）に基づき、「人と環境にやさしい農業の展開を経済活動と両立させながら県民全体で取り組む循環型農業（以下『環境農業』という。）」の推進を図ってきた。

国においては「有機農業の推進に関する法律⁽⁴⁾」（平成18年12月法律第112号）、「有機農業の推進に関する基本的な方針⁽⁵⁾」（平成19年4月27日）が制定され、国及び地方公共団体は生産、流通、消費の側面から有機農業の推進に関する施策を講ずることとなり、国のレベルで各種支援策が実施されているところである。

本県においても『環境農業』の推進と併せ、豊かな自然や立地条件に立脚し、持続可能な農業生産・農村生活を将来にわたって実現することをめざし、平成20年3月に「島根県有機農業推進計画」（以下「推進計画」という。）を定めて、有機農業の推進に取り組んできた。

島根県における有機農業推進の取組については、推進計画に基づき、オーガニックアカデミー構想⁽⁶⁾や「みんなでつくる「しまね有機の郷」事業」等の推進施策が動き出したところであり、より一層の有機農業の推進を図るため、新たな「島根県有機農業推進計画」を策定する。

1 有機農業推進の考え方

（1）有機農業推進の必要性

有機農業は、消費者が求める安全かつ良質な農産物を供給するためだけでなく、地球環境の悪化や資源の枯渇の下で、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保のためにも有効である。

島根県には、全国一の汽水域である宍道湖・中海があり、県内各地に豊かな自然が残っている。このような環境、多様な生態系を守るためには、農業生産からの環境負荷をできるかぎり低減させるために有機農業を推進する必要があるとともに、こうした自然を活かした有機農業を推進することは島根の農業・農村のクリーンなイメージをさらに浸透させることにもつながる。

また、中山間地域が多い島根県では、大規模な産地化は困難であるものの、品質に

は定評のあるものづくりが行われてきた。食の安全・安心志向や農村・自然への回帰志向が強まる中、これまで培った技術・技能も活かしながら有機農業に取り組むとともに、有機農業を志向するU I ターン者等の有機農業への参入を支援することにより、特徴ある農業生産を進め、自然と風土を活かした有機農業による地域づくりをめざす必要がある。

(2) 本県が推進する有機農業

この計画において推進する「有機農業」は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、地域資源を有効活用することにより、農業の自然循環機能を大きく増進し、生態系との調和を図るとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業である。

2 有機農業推進の現状と今後の方向

(1) 有機農業推進の現状と課題

本県における有機農業は、古くから地域の自給を核としながら消費者への直接販売を進めてきた地域や、新たな担い手等による有機JAS農産物の産地形成と販売拡大が図られている事例など、全国的にも注目される取組みが展開されている。

一方で、技術や経営、販売面の課題に加え、その支援体制についても整備が図られつつあるもののいまだ十分ではなく、先進事例を生かした取組みの拡大につながっていない状況にある。

栽培技術面では、「除草剤を使わない米づくり」技術、「生物多様性を育む米づくり」技術の実証・普及、技術書「有機農業への道しるべ⁽⁷⁾」の作成及び「有機農業波及講座⁽⁸⁾」の実施等、新技術の開発・確立及び実証に県として取り組んできたが、生産現場で活かせる技術の体系化やその指導・普及体制の確立については緒についたばかりであり、これらの取組の更なる充実・強化が求められている。

生産支援の面では、新たに有機農業を志す者や、有機農業者等への支援を行うための事業である「みんなでつくる有機の郷事業」や、「環境保全型農業直接支援対策」を実施しているほか、新規就農者（自営就農、半農半X）そのものへの支援策も充実が図られている。今後は、農業普及指導機関に配置した有機農業担当を相談窓口にして、これらの支援策が十分活用されるように各種支援制度の周知を図るとともに、より一層の市町村との連携を図る必要がある。

また、経営・販売面では、「オーガニックEXPO⁽⁹⁾」への島根県ブースとしての出展、県内商談会での有機JASコーナーの設置といった商談の場の設定や有機農産物・加工品等カタログの作成・活用等に取り組んだ。今後も、再生産可能な価格で販売できる販路を確保するため、有機農産物の価値を理解し購入する実需者や消費者とのマッチングが行えるよう、多様な販路開拓の支援を行うとともに、販売者や実需者・消費

者理解のさらなる促進を民間と行政が一体となって取り組むことが求められている。

消費者理解の面では、農業生産者及び消費者等がともに環境にやさしい農業の推進と自然環境の保全について共通認識に立つことを目的とした「環境を守る農業宣言⁽¹⁰⁾」の取組や「しまねオーガニックフェア⁽¹¹⁾」の開催により、消費者への理解の促進を図ってきたところである。消費者は有機農産物を「安全・安心」という理由で求める場合が多いが、有機農産物を購入することが、環境保全や生物多様性の維持増進など、有機農業が持つ社会的有用性の発揮を支えていることへの理解も、さらに広げていく必要がある。

推進体制の面では、関係団体の連携が十分とれているとはいえ、特に市町村段階での支援体制の整備が求められている。

(2) 関連施策の推進状況

本県では、以下のとおり有機農業関連施策を実施している。

事業名	事業概要
みんなでつくる「しまね有機の郷」事業 (H23～H25年度)	しまね農業のブランドイメージの向上を図るとともに、担い手育成及び定住に寄与するために、生産・販売・消費に対する支援策を総合的に実施。 1. みんなでつくる有機の郷づくり事業 (民間による企画提案へのサポート) 2. 有機農業県サポート事業 (1) 「しまね有機の郷」県推進事業 (2) 有機農業の郷づくり技術支援
いのち育む島根の『環境農業』推進事業 (H24～H27年度)	『環境農業』の推進を効率的かつ効果的に行うため、その推進体制の整備を図るとともに実証ほの設置や技術普及及び化学合成農薬や化学肥料の使用を減らして栽培された農産物の販売拡大・PRを実施。
環境保全型農業直接支援対策 (H23～H27年度)	農業者等が化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、または有機農業に取り組む場合に支援を実施。
しまね有機農業大使 (H24～H27年度)	県外の著名人で、有機農業を始め、環境保全や循環型社会の確立等に対しての関心が深く、自らもそのような活動を展開している方を「しまね有機農業大使」に委嘱し、島根県の有機農業の推進活動に対し、様々な形で参画・支援をいただく。 委嘱先：加藤登紀子氏（シンガーソングライター）

(3) 有機農業の今後の推進方向

本県の有機農業には、地域自給を基本とした取組と経済活動として展開されている

取組がある。地域自給を基本とした取組は、自然（風土）と関わりながら、地域のありべき姿を描き、その実現に向けて長年取り組まれてきた。一方、経済活動として展開されている取組は、有機農業により農家経営を成り立たせ、地域での雇用の場ともなっている。

今後の有機農業の推進については、これら二つの取組を「豊かな自然環境や地域農業を次世代に引き継ぐ取組」と「経済活動として展開され、面的拡大が図られる取組」という視点でとらえ、車の両輪として、各地域の自然あるいは社会的条件に合わせ、かつ、互いに補完し合いながら発展する形で進める。同時に「U I ターンの受入れを始め、担い手の育成による島根農業の活性化と定住に寄与する取組」を県民と一体となって推進することとする。

3 取組みの具体的な推進事項

(1) 有機農業による生産取組の推進

ア 既存技術の実証

先進農業者の協力を得て、既存の栽培方法等の実証を行う。

イ 技術の研究開発

水稲及び畑作物の「有機栽培」支援技術をテーマとした重点研究プロジェクトに取り組み、有機栽培への転換時の課題抽出と解決策の検討、個別の栽培技術の開発と総合組立技術の実証、生物多様性評価手法の開発や経済性評価と次世代の後継者確保のためのビジネスモデル調査等を進める。

ウ 技術の普及

県普及指導員の有機農業に関する技術指導力の強化を図り、ア、イにより開発・実証した技術の速やかな普及に努めるとともに、地域の状況を踏まえた有機農業技術の向上・確立を図る。

また有機栽培技術ネットワーク組織⁽¹²⁾の活用によりセミナーや情報交換等を通じた技術研鑽を図ることにより、より効果的な技術普及を進める。

エ 支援活動の強化

県の農業普及組織に配置した「有機農業担当」のコーディネートにより、新たに有機農業を志す者や農業者等への支援活動を強化するとともに、市町村等に有機農業の相談窓口の設置を働きかけ、現場に直結した適切な支援を行う。

オ 有機農業実践者の育成拠点整備

平成24年度に有機農業専攻がスタートした県立農林大学校を有機農業の担い手育成の拠点とし、県内各地の先進農業者や関係者との連携や協力の下、知識・技術の習得をはじめ就農準備や意欲の形成を支援することにより、次の世代を担う新たな担い手の育成に取り組む。

カ 新規就農等の支援

市町村、農業委員会等の協力も得て、有機農業の研修受入農家リストの更新・充実、

農地情報の把握を行う。また、有機農業実践者の雇用の意向の把握にも取り組み、県、市町村を始め、関係機関で就農支援に必要な情報を共有し、連携して新規就農を支援する。

また、新規就農を支援する国及び県の給付金制度⁽¹³⁾、県の「半農半X」での就農支援策⁽¹⁴⁾を有機農業による就農においても有効に活用する。「人・農地プラン⁽¹⁵⁾」においても、有機農業に取り組む農業者も担い手と位置付けたプラン作りの推進について、市町村との連携を図る。

キ 生産環境整備支援

慣行栽培からの転換や有機栽培の実践拡大に取り組む生産者に対する技術の導入、生産・流通・加工施設等の共同利用機械・施設の整備への支援、地域における有機農業による農業・農村振興の取組に対する支援措置を講ずる。

また、市町村、団体等関係機関においても、地域の実情や消費者・実需者のニーズに合った有機農産物の生産支援策を講ずるよう働きかける。

ク 認証制度の活用支援

有機農業により生産された農産物であることを示すための有機JAS認証⁽¹⁶⁾や県エコロジー農産物推奨制度⁽¹⁷⁾の活用に向けた支援を行う。特に有機JASについては、制度の理解や生産工程管理技術の習得等のために必要な講習会の開催や資材情報の調査・把握と情報提供を進める。

(2) 有機農業により生産される農産物等の販売支援

ア 販路開拓・販売支援

農業者、農業団体等と流通業者、販売業者が連携・協力して、有機農業により生産される農産物の流通、販売及び利用の拡大が図られ、点から線、さらに面への取組の広がりとなるよう、情報収集・発信を強めるとともに、有機農産物等のカタログ作成、県内商談会の開催や全国商談会への積極的な出展等、県内・外における商談の場作りに引き続き努める。実需者・消費者への直接販売についても、先進的な有機農業者（団体）との共同販売や県内ネットワークの構築による販売提携の促進など、取り組み間もない有機農業者や小規模な有機農業者も参加しやすい形を工夫しながら、一層の販路開拓・拡大の支援を行う。特に有機農業による新規就農者については、先進的な有機農業者（団体）の支援を得て、実需者等とのつながりづくり等就農後の販路確保につながるような取組を研修段階から実施する。

また、市町村、団体等関係機関においても、地域の実情や農業者・消費者・実需者のニーズに合った販売支援策を講ずるよう働きかける。

イ 販売環境整備

生活協同組合での共同購入（産直活動）、量販店での販売コーナー設置や各地域での産直市・マルシェ（市）⁽¹⁸⁾の取組等の動きと連携した取組を行うことにより、身近な所で県内有機農産物が購入できるよう販売環境の整備を進める。

(3) 有機農業に対する理解の促進

ア 島根の有機農業の情報発信

本県では古くから地域の自給を核としながら消費者に対し直接販売を行う取組や担い手による有機JAS農産物の産地形成・販売拡大などの経済活動としての取組等、有機農業について先進的な取組を行ってきた歴史がある。また、今年度から農林大学校に有機農業専攻を設置する等、全国に先駆けた有機農業支援策に取り組んでいる。

さらに、本県にはラムサール条約⁽¹⁹⁾に登録された宍道湖・中海を含む斐伊川水系、「水質日本一」の高津川水系を始め、多くの河川があり、各地域では水質を守る取組が行われている。こうした取組は河川の川上から川下の流域が連携して取り組むことが有効であることから、流域ごとでの有機農業の面的拡大を支援していく。

このように有機農業に積極的に取り組む県であることの情報を「しまね有機農業大使」の活動等を通じて県内外に発信し、島根の有機農業についての認知度向上を図る。

イ 県民理解の促進

本県では農業者が環境負荷軽減に寄与する農法に取り組むことを宣言し、その実践に努めるとともに、消費者等においてもそれを支持する宣言を行い、環境にやさしい農業の推進と自然環境の保全について共通認識に立つことにより県民挙げて『環境農業』の推進を図ることとしている。この「環境を守る農業宣言」推進の取組の中で特に消費者等に宣言を呼びかけ、『環境農業』とあわせて、有機農業の意義と必要性への県民理解の促進を図る。

ウ 体験・交流活動の促進

食育、地産地消、食を通じた活動、農作業体験及び都市農村交流などにより、有機農業に取り組む生産者と消費者等の交流を進めることで、有機農業の意義や必要性の理解を深める。

特に、有機農業や食を通して「環境と食べ物」を考えるという食農教育⁽²⁰⁾の視点を入れた、生産者と子どもたちとの交流活動を推進することにより、これからの地球環境を支える子どもたちの有機農業への理解を促進する。

また、こうした活動を基盤とし、消費者による農作業の手伝いや買支えなどの具体的な応援活動への展開が図られるよう働きかけ、有機農産物の川上（生産）から川下（食卓）までの流れが一体として理解されるとともに、食べ物が生産される環境を生産者・消費者がいっしょになって守るという意識にまでつながることをめざす。

エ 認証制度の理解促進

有機JAS制度や県エコロジー農産物推奨制度のPRに取り組むことで消費拡大を図るとともに、これらの制度への消費者の理解促進を通じ、広く有機農業への興味や関心を高める取組を進める。

4 計画の推進方法及び推進体制

(1) 調査の実施と意見の反映

有機農業の推進に必要な施策を検討するために、生産、流通及び販売状況の把握や消費者ニーズの把握等、必要に応じて調査を実施する。

また、推進にあたっては各種調査等の結果や「島根県『環境農業』推進協議会⁽²¹⁾」の場等を通じ、様々な立場の方からの意見の反映に努める。

(2) 有機農業を推進する連携体制の構築

ア ネットワーク体制の構築

生産から消費まで、有機農業の推進に取り組む関係者がそれぞれの立場や考えを尊重しながら連携を図り、県全体の有機農業が推進するためのネットワーク体制の構築を進める。

イ 市町村における推進体制の構築

地域の実情に沿った有機農業の推進が図られるよう、各市町村における有機農業推進計画の策定と体制整備を働きかける。

(3) 関係機関等との連携

ア 国との連携

国との連携を密にし、国の把握する研究開発技術や各種調査結果、また国の行う事業等を活用し、効果的な有機農業の推進を図る。

イ 市町村との連携

それぞれの市町村の状況に合った、有機農業を取り入れた営農モデルの策定（自営就農、半農半X）、新規就農者の受け入れのための研修先や農地の斡旋、有機農業実践者の各種事業導入への支援、地域内での有機農産物の流通販売のしくみづくり等を協力・連携して行い、有機農業の推進を図る。

ウ 農業団体との連携

J A等の農業団体は、協同組合として総合事業を展開しており、農業・農村振興に果たす役割は大きい。有機農業に取り組む経営体、その他多様な担い手への販売流通面を始めとする支援や新規就農に対する支援、暮らしの中での食と農に関わる活動（食農教育、体験農園など）について積極的に協力・連携を進め、有機農業の推進を図る。

エ 民間団体等との連携

農業者及び関係者の自主的な取組との協働を進め、広く県民の理解と協力を得て進めるために、有機農業の推進に取り組む民間団体、流通・販売業者、消費者団体等を把握し、協力・連携して有機農業の推進を図る。

オ 関係部局の連携

農業・農村振興だけでなく、地域振興・定住、食育・食農教育、地産地消、都市農村交流、流通販売等の分野を含めた関係部局の連携を図り、本計画の一体的な推進に

努める。

(4) 推進計画の見直し

有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の大きな変化や、施策の推進状況等によって本計画の見直しが必要な場合は、適時適切に検討することとする。

島根県有機農業推進計画（前計画）の取組実績及び課題と本計画における推進項目

現行計画に定める項目	具体的な取組み内容	実績・評価
1. 農業者が有機農業に容易に従事することが出来るようになるための取組み推進	<p>ア. 既存技術の実証</p> <p>イ. 新技術の開発・確立</p> <p>ウ. 有機農業の普及</p> <p>エ. 新たに取組みを行おうとする者の支援</p> <p>オ. 有機JAS農産物認証の支援</p>	<p>□除草剤を使わない米づくり 普及面積：139ha(目標：500ha) ⇒目標面積に至らず、技術面や販路開拓の課題が浮き彫りになった ⇒技術書は個別相談への対応に活用された</p> <p>□有機農業波及講座(のべ実績) H21:5回、173人 H22:11回、319人 H23:11回、290人 H24:13回、365人</p> <p>□農林大学校有機農業専攻設置(H24) 学生数 7名 □有機JAS認証(農産物) 59件(H24.3現在。農水省調べ) ⇒JAS認証経費の助成措置を実施、認証取得者は増</p> <p>・除草剤を使わない米づくり技術普及 ・技術書「有機農業への道しるべ」作成(試験研究機関における技術実証、経営体調査等) ・各農業普及部に有機農業担当を設置</p> <p>・島根オーガニックアカデミー構想(農林大学校有機農業専攻設置等)</p> <p>・有機農業技術波及講座の実施、県内認証機関との連携等</p>
2. 有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことが出来るようになるための取組の推進	<p>ア. 有機農業により生産される農産物の生産促進</p> <p>イ. 販路開拓・拡大支援</p>	<p>□環境保全型農業直接支援申請実績 有機農業：113ha(H23交付実績分) □「有機の郷事業」 H23実績 チャレンジ17件、実践6件 H24実績 チャレンジ14件、実践6件 ⇒各種支援制度の周知が課題</p> <p>□オーガニックEXPO H22:4社 H23:6社 H24:7社</p> <p>・環境保全型農業直接支援対策事業 ・みんなでつくる有機の郷事業(補助事業)</p> <p>・オーガニックEXPOへの県ブース出展 ・販売対策モデル活動支援</p>
3. 消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進	<p>ア. 県独自認証制度による推奨</p>	<p>□「不使用」認証 57名、2,542.76a(H23年度) ⇒エコ農産物コーナーが量販店に設置されるなど、購入場所は拡大したが、消費者の認知度向上については不十分</p> <p>・県エコロジー農産物推奨制度</p>
4. 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進	<p>ア. 県民理解の促進と消費拡大</p> <p>イ. 交流・連携の促進</p>	<p>□宣言者 3,627件(H25.3月末現在) □情報誌年4回発行。12月号送付先1,248件 ⇒環境保全型農業への理解促進等の取り組みであり、有機農業に絞った取り組みはH23年度から</p> <p>・環境を守る農業宣言推進事業(情報誌発行、環境農業大賞)</p>
5. 農業者その他の関係者の自主性の尊重	<p>ア. 意見の聴取と反映</p> <p>イ. 地域の実情及び関係者の意向に沿った有機農業の推進</p>	<p>□H20年度に有機農業実践者へのアンケート調査を実施</p> <p>□H23年度、県政モニターweb調査と環境農業宣言者(消費者)の意識調査を実施</p> <p>・島根県『環境農業』推進協議会 ・アンケート調査</p>

課題
<p>○既存技術の実証や新技術の開発・確立に向けた試験研究等に取組むとともに技術書の作成などを行い、新技術の開発・確立及び実証に県として取り組んできたが、生産現場で活かせる技術の体系化やその指導・普及体制の確立については緒についたばかりであり、これらの取組の更なる充実・強化が求められている。</p> <p>○有機栽培の技術は、個別的な代替え技術の試験研究や新技術の開発は行われているものの総合的な技術普及を行える実証的な開発が不足している状況にある。</p> <p>○県の農業普及組織に配置された有機農業担当が、新たに有機農業を志す者や、有機農業者等への有機農業に関する支援活動を市町村等と連携しながら、適切に行えるようにすることが必要。</p> <p>○有機農産物の販売は、生産物情報と消費者ニーズのマッチング面で課題があり、必ずしも生産コストに見合う販売が行える流通となっていない。</p> <p>○有機農産物は、様々な販売形態による販路開拓が必要であるが多様な販売支援が十分に図れていない。</p> <p>○依然として身近な所での県内有機農産物の購入が困難である。</p> <p>○エコ農産物コーナーが量販店に設置されるなど、購入場所は拡大したが、消費者の認知度向上については不十分。</p> <p>○消費者は、有機農産物を「安心・安全」という理由で求めている場合が多いが、有機農産物を購入することが、環境保全や生物多様性の維持増進など、有機農業が持つ社会的有用性の発揮を支えていることへの理解も、さらに広げていく必要がある。</p> <p>○有機農業に絞った取り組みはH23年度から始まっており、有機農業の推進に取組む関係団体の連携が進んでおらず、また市町村段階での支援体制の整備が遅れている状況にある。</p>

新計画に定める項目
<p>【有機農業による生産取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既存技術の実証 ●技術の研究開発 ●技術の普及 ●生産環境整備支援 ●有機農業実践者の育成拠点整備 ●認証制度の活用支援 ●支援活動の強化 ●新規就農等の支援
<p>【有機農業により生産される農産物等の販売支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●販路開拓・販売支援 ●販売環境整備
<p>【有機農業に対する理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●島根の有機農業の情報発信 ●県民理解の促進 ●体験・交流活動の促進 ●認証制度の理解促進
<p>【有機農業を推進する連携体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク体制及び市町村における推進体制の構築 ●関係機関等との連携

用語解説

(1) 島根県『環境農業』推進基本方針

地域の特色に応じた人と環境にやさしい農業の展開を経済活動と両立させながら県民全体で取り組む循環型農業（＝環境農業）の推進を図っていくための島根県の基本的な方針。（平成6年3月策定。）

(2) しまね食と農の県民条例

食と環境の面で農業及び農村の果たす役割の重要性にかんがみ、その振興について、基本理念及びその達成に向けた施策の基本となる事項を定め、農業農村の持続的な発展及び県民の安全安心で豊かな暮らしに寄与することを目的とした県民条例。

(3) 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画

社会、経済情勢の大きな変化に的確に対応し、島根の農林水産業・農山漁村が持続的に発展できるよう、長期的展望に立って目指すべき将来像やその実現のための施策と、当面における戦略的な取組を明らかにするため平成20年3月に策定。おおむね10年後の将来像・基本方向等を明示した基本計画と、4年間の実践計画である戦略プランから構成されるが、現在は第2期戦略プラン期間中（平成24年度から平成27年度）である。

(4) 有機農業の推進に関する法律

有機農業の推進に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めた法律。

(5) 有機農業の推進に関する基本的な方針

「有機農業の推進に関する法律」に基づき、国及び地方公共団体が連携して有機農業を推進するため、平成19年に農林水産省が策定。農業者等が有機農業に積極的に取り組めるようになるための条件整備を進めることなど、有機農業の推進に関する施策に関する事項等を定めている。現行の方針は平成19年度からおおむね5年間を対象として定めている。

(6) オーガニックアカデミー構想

有機農業に関する人材育成や有機農業実践者への技術研修などの機能を有する拠点として農林大学校に設置するとともに、生産から販売までの総合的な支援により有機農業の担い手育成を行う構想。具体的には、農林大学校に有機農業専攻を設置するとともに、県内先進農家をサテライト校として位置付け、実践技術等の習得を図る。併せて新規就農者等に対して生産環境整備の支援や販路開拓等の支援を行い、担い手育成や規模拡大、経営安定を図ることを目指す。

(7) 「有機農業への道しるべ」

平成18年度から中山間地域研究センターで行った試験研究の成果をもとに、各地で取り組まれている有機農業実践事例を盛り込んで体系化し、平成22年3月に取りまとめられた冊子。水稻編、野菜編、有機農業ビジネスモデル編、参考資料編から構成されている。

(8)有機農業波及講座

有機農業の専門的知識を持ち、有機JAS認証の拡大に向け業務を遂行できる団体に、業務委託を行い、経営講座や有機JAS講座の開設等により県内有機農業技術の波及、農業者の技術的向上及び有機JAS認証取得への誘導を図っている。

(9)オーガニックEXPO

平成24年で12回目を数える日本で唯一「有機」に特化した専門展示会で、全国からバイヤーが集まる。本県も島根県の有機農業の認知度向上と県外への販路拡大を目指すため、平成22年から連続3回県ブースとして農産物等を出展している。

(10)環境を守る農業宣言

生産者と消費者が環境にやさしい農業の推進と県土の保全について共通認識に立つことにより県民挙げての『環境農業』の推進を図るため、農業生産者が現行から一步進んだ環境負荷軽減に寄与する農業に取り組むことを宣言し、その実践に努めるとともに、消費者等においてもそれを支持する宣言を行う取組。

(11)しまねオーガニックフェア

消費者の有機農業への理解の促進及び関係者の連携を深め、島根の有機農業を推進する気運醸成を図るとともに、県産有機農産物等の流通・販売・消費の拡大を図ることを目的とした島根県や島根県農業協同組合中央会等が主催するイベント。平成24年度で2回目の開催となり、県内有機農産物等の展示・販売ブースの設置やステージイベントが行われた。

(12)有機栽培技術ネットワーク組織

有機栽培技術に関する技術交流セミナーの開催や情報提供、ネットワーク会員同士の情報交換や技術研鑽により、安定した有機栽培技術の確立と普及を主な目的とするネットワーク組織。現在、水稻有機栽培技術推進ネットワークが活動している。

(13)新規就農を支援する国及び県の給付金制度

国の給付金制度・・・青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金制度であり、準備型と経営開始型がある。

県の給付金制度・・・国の制度では対象とならない45歳以上のUIターン者の就農前研修経費の助成や、就農時45歳以上65歳未満の認定農業者への就農給付金がある。

(14)「半農半X」での就農支援策

従来の「自営就農」、「雇用就農」だけでなく、兼業収入等を加えた半農半X型の就農を誘導する必要性の高まりから、各市町村において「半農半X」定住モデルを作成し、移住から定住までの各段階において総合的な支援を行うことにより、就農希望者の農村への定住・定着を促進し、県内農業・農村の担い手を育成・確保する支援策。

定住モデルの作成と「半農半X実践者」を認定し、就農前研修経費や定住定着経費を助成する内容。

(15) 人・農地プラン

集落・地域における高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」を解決するためのマスタープラン。集落・地域における話し合いによって、5年後、10年後の中心となる経営体や農地の集積等をプランに明記する。

(16) 有機 J A S 認証

農林水産大臣に登録された登録認定機関の審査を受け、農林水産大臣が制定した有機農産物等の日本農林規格（有機 J A S 規格）の基準を満たしていると認められた事業者のみに農産物等への有機 J A S マークを貼付することを認める制度。県内の登録認定機関は N P O 法人島根有機農業協会である。

(17) 県エコロジー農産物推奨制度

消費者の自然志向や環境保全意識が高まり、環境への負荷が少ない農業生産が求められている中、農薬や化学肥料の使用量を抑えた環境にやさしい農業への取組をすすめるための本県独自の推奨制度。①持続農業法に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者（エコファーマー）が生産すること②たい肥などで自然にやさしい土づくりを行った水田や畑で生産すること③化学肥料（窒素）と節減対象農薬の使用量は島根県における標準的な使用量の半分以下とすることが推奨の要件である。県知事からエコロジー農産物として推奨を受けた農産物には推奨マークを貼付することができる。

(18) マルシェ（市）

公園などを活用し、テントなどの仮設設備を使った農産物直売所。パリやニューヨークなどでは生産者が新鮮な農産物を消費者に直接販売する朝市であるマルシェが生活に根付いている。

(19) ラムサール条約

1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。

宍道湖及び中海は平成17年11月に指定されている。

(20) 食農教育

人が生きていくために不可欠な「食」と、それを支える「農業」について、知識だけではなく、体験等を通じて五感でとらえて一体的に進める教育活動。

(21) 島根県『環境農業』推進協議会

島根県『環境農業』推進基本方針に基づく本県の『環境農業』の推進に関して、幅広い立場からの意見を反映するための第3者機関。